

4月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	平成31年4月18日(木) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】
	事務局	黒田補佐、中垣主任、福岡
	理事者	<p>【教育委員会】</p> <p>中西教育部長、立石教育部次長、福西教育部参事、東畑教育部参事、廣岡教育部参事、岡田教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、小林地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長</p> <p>【市長部局】</p> <p>眞銅子ども未来部長、小澤子ども未来部次長、玉置子ども政策課長、大前保育総務課長、米田保育所・幼稚園課長</p>
開催形態	公開(傍聴人 5人)	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和2～5年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>(2) 令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>(3) 令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第1号 旧吐山小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について</p> <p>議案第2号 奈良市社会教育委員の辞任について</p> <p>議案第3号 奈良市宮跡庭園条例の一部改正について 非公開</p> <p>議案第4号 奈良市宮跡庭園条例施行規則の一部改正について 非公開</p>	

	<p>3 協議事項 「一条高等学校の将来構想について」</p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告 (1) 令和2～5年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。 (2) 令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。 (3) 令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。</p> <p>2 議案 議案第1号 旧吐山小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止については、可決した。 議案第2号 奈良市社会教育委員の辞任については、可決した。 議案第3号 奈良市宮跡庭園条例の一部改正については、可決した。 議案第4号 奈良市宮跡庭園条例施行規則の一部改正については、可決した。</p> <p>3 協議事項 「一条高等学校の将来構想について」は、情報交換・協議した。</p>
担当課	教育委員会 教育政策課
議事の内容	
教育長	皆さんおそろいようですので、会議を始めたいと思いますが、その前に、4月の人事異動に伴いまして、教育委員会事務局に新たに着任をした職員を教育部長より紹介してください。
教育部長	<p>教育部長の中西でございます。 教育部次長の立石でございます。 教育部参事の東畑でございます。 教育部参事の福西でございます。 教育部参事の廣岡でございます。 教育政策課長の岡田でございます。 文化財課長の松浦でございます。 学校教育課長の伊東でございます。 いじめ防止生徒指導課長の久保田でございます。 教育支援・相談課長の垣見でございます。 教育部につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>

教 育 長	<p>続きまして、教育委員会の補助執行機関であります子ども未来部について、子ども未来部長より紹介してください。</p>
子ども未来部長	<p>子ども未来部の新任職員を紹介させていただきます。 子ども未来部次長の小澤でございます。 保育所・幼稚園課長の米田でございます。 子ども未来部は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。 子ども未来部につきましては、本日、案件がございませんので、会議に入ります前にご退席いただいて結構です。 続きまして、本日は4名の学校長が出席いたしておりますので、紹介いたします。 興東小学校 井上校長、鳥見小学校 八木校長、 平城西小学校 村上校長、伏見中学校 亀井校長。</p>
教 育 長	<p>それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>本日の資料は、事前に配付しております資料のとおりです。 なお、お手元に平成31年度の教育委員会出席者の一覧及び座席表、 また、文化財課より4月23日から史料保存館において開催される「古 絵図をみる」の企画展示の案内と史料保存館の年間展示のチラシを配付 しております。 以上、どうぞよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は、教育委員全員が出席をいたしておりますので、教育委員 会は成立をいたします。 ただいまから、4月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、畑中委員、岡本委員でお願いをいたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。 平成31年3月12日開催の臨時教育委員会の会議録につきましては、 会議録署名委員の畑中委員、岡本委員、いかがでございますか。</p>
畑 中 委 員 岡 本 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>次に、平成31年3月定例会（3月26日開催）の会議録の署名委員は、 都築委員、柳澤委員でございましたが、いかがでございますか。</p>

都 築 委 員
柳 澤 委 員

結構です。

教 育 長

それでは、案件に入ります前に、林政行様外 4 名の方から傍聴の申し出が
ございます。傍聴規則第 2 条及び第 3 条の規定に基づきまして、5 名
の傍聴券を交付いたしておりますので、ご報告いたします。

それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。

それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、教育長報告 3 件、議案 4 件、協議事項 1 件でございます。
本日の案件のうち、議案第 3 号及び第 4 号は「議会の議決を経るべき案
件」であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかが
いたしましょうか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

それでは、議案第 3 号及び第 4 号は非公開とすることに決定をいたしま
した。

それでは、公開の案件から始めます。

教育長報告（1）「令和 2～5 年度使用奈良市立小学校教科用図書採択
の基本方針について」、学校教育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長

令和 2～5 年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針につい
てご説明申し上げます。

平成 29 年 3 月に新しい学習指導要領が改訂・告示されました。今回の
改訂では、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力・
人間性等という 3 つの柱から資質・能力が整理されており、道徳科や外
国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動も含めた各教科等の指導を
通してこれからの時代に求められる資質・能力を偏りなく育成されるべ
きことが明記されております。そして子供たちがこれらの資質・能力を
身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにする
ために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められ
ております。

小学校につきましては、平成 32 年度より新しい学習指導要領が完全実
施されることから、本年度小学校教科用図書の全てを新たに採択するこ
ととなっております。

資料の 1 ページをごらんください。

こちらには教科用図書採択の基本方針を示しております。

前文では、適切な教科用図書を採択するために基本方針を定めることを
うたっております。

次に、1及び2においては、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを明確に示しております。

3では、採択は小学校用教科書目録（令和2年度（平成32年度）使用）に登載されている教科書の中から採択することとなっております。

4では、採択における留意点を3点にまとめております。特に（1）の学習指導要領の趣旨や奈良市教育大綱、奈良市教育振興基本計画及びこれからの奈良市の教育活動の展開に適したものであることという部分を明確にしております。

（3）には、小学校の教科用図書を調査研究する6つの観点を示しております。

ア、新学習指導要領との関連

イ、題材の選択及び扱い

ウ、内容の程度

エ、構成・配列及び分量

オ、使用上の便宜

カ、奈良市の特色ある教育との関連

この6つの観点のうち、アの新学習指導要領との関連は、これまでも観点としておりました創意工夫を含む観点としております。教科書採択においても、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が活用できるか、思考力、判断力、表現力等の能力を育むための創意工夫がされているかといった事柄に考慮して調査研究を行っていただくこととしております。

5では、採択の手續にかかわる会議の公開・非公開など、教科用図書採択にかかわって公平性・透明性を追求する手だてについて記述しております。

2ページをごらんください。

ここでは、奈良市立小学校教科用図書採択の手續を示しております。

まず、教育委員会が選定委員、研究員を委嘱・任命いたします。研究員は研究部会で教科用図書の調査研究を行い、その研究結果を選定委員会に報告します。そして選定委員会は、研究部会から報告された研究結果等を審議し、その結果を教育委員会に報告いたします。最後に、教育委員会は報告された研究結果を参考にしながら審議し、その権限と責任において教科用図書の採択を決定するという手順となっております。

3ページ、4ページは、奈良市教科用図書選定委員会規則でございます。こちらは従来と変更はございません。

5ページ、6ページは、奈良市教科用図書選定委員会開催要領となっております。こちらも従来と変更はございません。

なお、これらの規則及び開催要領は、奈良市立中学校・高等学校の教科用図書採択においても適用される規則・要領となっております。

7ページには、小学校教科用図書の採択に係る流れを示しております。

7月の選定委員長報告において4度の選定委員会にて審議した内容を報告し、その後、教育委員会において審議の上、教科用図書を採択していただきたいと考えております。

8ページ以降の資料は、研究報告書書式等の様式一式等を添付いたしております。

以上のことを踏まえまして、令和2～5年度使用奈良市立小学校教科用図書採択を進めてまいります。よろしくお願いたします。

教 育 長

この件につきまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

1ページの4番目、教科用図書採択の留意事項の(2)市立小学校の実態に適したものであることとは、例えばどういうふうなことを想定されているのでしょうか。

例えば少人数のために、複式学級が複数あるとか、そういうことも考慮したという意味合いなんではないでしょうか。

学校教育課長

小学校も43校ございますので、それぞれの学校が色々な特色を持っております。しかしながら、共通の教材ということで教科用図書を使っておりますので、学校規模であるとか、その学校で特色として取り組まれていることが反映できるかという観点でございます。

教 育 長

ほかにごございませんか。

都 築 委 員

5番の情報開示に関するところですが、3の教科用図書選定にかかわる資料は採択後開示するということですが、こういった資料を開示していくのでしょうか。

学校教育課長

お手元の資料の中で、名簿や結果報告書など、今は白紙の状態でございますけれども、報告書として上がってきたものが対象となります。

都 築 委 員

この結果報告書も参考にしながら我々は教科書に目を通し、最終的に採択をするわけですが、その我々が目にするものと同じものを公開するというところでよろしいですね。

学校教育課長

はい。

都 築 委 員

わかりました。

文部科学省で聞きましたら、こういう採択にかかわる資料の公表というのが進んでいないということですが、奈良市ではこれだけきちっと情報公開している。その上で我々も公正かつ適正な教科書を採択しているというところで頑張っていきたいと思っております。

教 育 長

ほかにご質問はございませんか。

今年も教科書の採択を進めていただく時期になってまいりました。また委員の皆様には大変ご苦勞をおかけすることになりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

今、都築委員もおっしゃいましたように、しっかりと公開するという前提に立って、教育委員会の権限と責任において採択をしていくということでございます。奈良市の場合、以前からそれぞれの委員に大変、自ら勉強をしていただいてご意見をいただいているという流れもございます。大変ご苦勞をかけることになりますが、そこが奈良市の教育委員会が持っている採択の基本方針の一番肝になっているところとっておりますので、大変お時間をとり、ご苦勞をかけることになりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、本件につきましてはほかにご質問がないようですので、教育長報告（１）「令和２年～５年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について」は了承いたします。

続きまして、教育長報告（２）「令和２年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について」、引き続いて学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

令和２年度使用奈良市立中学校教科用図書の採択の基本方針についてご説明申し上げます。

参考資料の１ページをごらんください。

小中学校で使用する教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第１５条において、法第１４条の規定により、４年間同一のものを採択することとなっております。中学校教科用図書の前回の採択替えは平成２７年度でございました。そのため、本年度、平成３１年度が令和２年度以降に使用する教科用図書の採択替えの調査研究を行う年ということになります。通常ですと、教科用図書選定委員会や研究部会を組織した上で調査研究を行い、その研究結果を参考に教育委員会でご審議いただき、採択する教科用図書を決定していただくこととなります。

しかしながら、本年度における奈良市立中学校教科用図書の採択替えにつきましては、以下の４点を考慮する必要があると考えております。

１点目、平成３１年度においては、「特別の教科 道徳」を除き、令和２年度以降に使用する中学校用教科用図書の採択が行われることになるが、学習指導要領の改訂により、令和３年度から新学習指導要領に準拠した教科用図書を使用することになるため、本年度採択される教科用図書の使用期間は４年間ではなく、令和２年度のみ１年間だけとなること。

２点目、平成３０年度の教科用図書検定において、新たな図書の検定申請がなかったため、既に調査研究を行っている平成２６年度検定合格教

科書等の中から再度採択を行うことになること。

3点目、平成31年3月29日付の文部科学省より出ております「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について」という通知の中では、採択に当たっての留意事項が示されており、それによりますと、例年どおり採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられることとなっていること。

4点目、市町村教育委員会がどのような手順で教科用採択を行うかについては、法令上の規定はなく、各教育委員会がそれぞれに採択の基本方針や要領を定め、それに基づいて採択していること。

以上の4点から、今年度における奈良市立中学校教科用図書の採択替えにつきましては、教科用図書選定委員会のみを設置いたしまして、平成27年度の調査研究資料を再度調査の上、その結果を教育委員会でご審議いただき、採択する教科用図書を決定していただきたいと思いますと考えております。

続きまして、資料「令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について」の1ページをごらんください。

1及び2につきましては、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを示しております。

3では、採択は中学校用教科書目録（令和2年度（平成32年度）使用）に登載されている教科書の中から採択することとなっております。

なお、先ほど申し上げましたように、令和2年度に使用される中学校用教科書については、平成30年度検定において新たな図書の申請がなかったため、平成26年度の検定合格図書等の中から採択を行うこととなっております。

4では、先ほど申し上げました採択における手順を3点にまとめております。

（1）教科用図書選定委員会のみを設置すること。

（2）選定委員会では平成27年度の調査研究資料を再度調査すること。

（3）その結果を教育委員会でご審議していただくこと。

となっております。

2ページをごらんください。

こちらでは奈良市立中学校教科用図書採択の手順を示しております。

教育委員会が選定委員を委嘱・任命いたします。選定委員会は平成27年度の調査研究資料を再度調査し、その結果を教育委員会に報告いたします。教育委員会は報告された研究結果を参照しながら審議し、その権限と責任において教科用図書の採択を決定するという手順となっております。

3 から 6 ページの規則及び開催要領につきましては、先ほど小学校の教科用図書の採択でご説明したとおりでございます。

7 ページにおきましては、中学校教科用図書採択に係る流れを示しております。

7 月の選定委員長報告においては、二度の選定委員会にて審議した内容を報告し、教育委員会にて審議の上、教科用図書を採択していただきたいと考えております。

8 ページ以降につきましては、選定委員会委員名簿、申告書及び様式等一式を資料として添付いたしております。

以上のことを踏まえまして、本年度の奈良市立中学校教科用図書採択を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、教育長報告（2）「令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について」は了承いたします。

次に、教育長報告（3）「令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択の基本方針についてご説明申し上げます。

高等学校では、各教科・科目が細かく分かれており、使用する教科用図書の内容は専門性が高いものとなっております。また、奈良市立高等学校の教科用図書の採択につきましては、平成29年度に見直しを行ったところでございます。教育委員の皆様には、教科書の中身そのものについて、例えば表記がどうであるとか、内容の構成がどうであるかといったような点について細かくご審議いただくのではなく、基本方針に基づいて調査研究や採択事務が正しく行われているか、また、選定委員会から提出される報告書の内容や以前に使用していたものとどのような違いがあるのかを確認いただくといった視点で審議をしていただきます。その上で一条高等学校が採択を希望する教科用図書がふさわしいものであるかをご判断いただき、最終的に採択していただくことといたしております。今年度も同様に採択を進めてまいりたいと考えております。資料の1ページをごらんください。

教科用図書採択の基本方針の3におきましては、一度採択された教科用図書が高等学校用教科書目録に登載されている間は、原則として4年間継続して採択するものとする場合がございます。これは高等学校の場合、大幅な改訂がほぼ4年に一度行われること、また毎年違う教科書を使用することにより、内容の配列が変わること等の混乱を避けるために目録に登載されている間は一定の期間継続して採択しようとするものでございます。

ただし、採択から4年に満たない場合でも、例えば全く新しい教科書が目録に登載され、高校の実態等に応じてそちらのほうがより適切であると判断されるような場合は、採択替えをすることも可能と考えております。

次に、2ページをごらんください。

2ページは、奈良市立高等学校教科用図書採択の手順を示しております。

研究部会で調査研究した内容をもとに選定委員会で審議し、研究結果報告として希望する教科用図書が報告されます。報告を受け、教育委員会で審議し、臨時教育委員会において採択を決定するという流れとなっております。この部分につきましても従来と同様でございます。

3ページから6ページの規則及び関係要領は、先ほどの小中学校教科用図書の採択と同じものでございます。

7ページ以降の資料につきましては、名簿、報告書等の様式一式を資料として添付いたしております。

以上のことを踏まえまして、本年度の奈良市立高等学校の教科用図書採択を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

教 育 長

何かご質問ございませんでしょうか。

高等学校の場合は、いわゆる採択の手順に間違いがないか、公平性が担保されているのか、ということあたりを教育委員会のほうでしっかりチェックをしていこうという方針でございます。

それでは、ご意見ないようですので、教育長報告(3)「令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」は了承いたします。

それでは、続きまして、議事に入ります。

議案第1号「旧吐山小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

資料の1ページをごらんください。

平成29年4月1日に並松小学校、都祁小学校、吐山小学校、六郷小学校の4校が現在の都祁小学校として統合再編され、それぞれ並松小学校、吐山小学校、六郷小学校は廃校となり、その跡地活用について協議・検討も進められてきたところです。平成30年度に吐山地区自治連合会長より旧吐山小学校跡地活用に関する意見書が奈良市に提出されました。同意見書の中では、社会福祉法人大和清寿会が旧吐山小学校を日本語学校・介護福祉士養成校として開校したい旨の申し出があり、地元説明会を経て吐山地区自治連合会は同法人の申し出に賛同するという内容でございます。

資料2ページの用途廃止一覧をごらんください。

	先ほど申しあげました事業実施を進めるに当たり、旧吐山小学校の土地が18件、校舎等の建物が7件、フェンス等の工作物が15件の合計40件の教育財産としての用途を廃止しようとするものでございます。
教 育 長	何かご質問ございませんでしょうか。
畑 中 委 員	今後も小学校の跡地活用という問題が出てくるかと思いますが、今回はこの吐山地区の自治連合会長から意見書ということで提出されたということですが、法人のほうから直接教育委員会ではなく、先に自治連合会のほうへお話を持っていかれて、自治連合会から教育委員会に来たということでしょうか。
教育総務課長	流れといたしましては、法人がそういう意向を持っていますということで地元のほうに数回説明に行かれ、そこで一定の理解を得られたということで、自治連合会長から市長宛てに意見書という形で提出されました。私どもはそういった動きも受け、本日、議案を提出させていただきものです。
畑 中 委 員	地元の賛同を得られているということで、話も進みやすいのかなと思います。
教育総務課長	細部については、今後地元と法人、場合によっては奈良市も一緒に考えていくものと考えております。旧吐山小学校については、現在も地域の方が引き継いで使われていることもありますので、そういったことも含めて今後の条件等については、また話をされる予定であると聞いております。
柳 澤 委 員	日本語学校等についての許認可の権限は奈良市なのか、奈良県なのか。
教育総務課長	日本語学校については、設置や許認可について法人が入国管理局と調整する必要があります。介護福祉士養成学校については、県と設置や認可について協議されていると報告を受けております。
教 育 長	それでは、ほかにご意見ないようでございますので、議案第1号「旧吐山小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。

教 育 長	<p>それでは、異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>続いて、議案第2号「奈良市社会教育委員の辞任について」、地域教育課長より説明願います。</p>
地域教育課長	<p>1ページをごらんください。</p> <p>このたび、社会教育委員に委嘱いたしておりましたNPO法人ふらっとスペース金剛の岡本聡子委員から、私的な事情により辞任の申し出がありましたので、辞任の承認についてご審議をお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>社会教育委員の辞任の申し出があったということについてでございますが、何かご質問はございますか。</p> <p>私的な内容によつての申し出ということではありますが、岡本委員はNPO法人ふらっとスペース金剛からご推薦をいただいているのですね。後任もそういう方向で考えているのですか。</p>
地域教育課長	<p>1名欠員になるのですが、やはり定員の16名にしておきたいと思しますので、ご本人とも相談の上で市が主体的に決めていきたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>とりあえず辞任を認めるということで、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見もないようですので、議案第2号「奈良市社会教育委員の辞任について」、採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、協議事項に移りたいと思います。</p> <p>今月の協議事項のテーマは、「一条高等学校の将来構想について」でございます。昨年の9月にも議論させていただきましたので、今回も同じテーマになりますが、少し内容を深めてご議論いただけたらということと事務局から提案してきておりますので、今日のところは私が進行させていただきますということでお願いをしたいと思います。</p>
協 議 事 項	<p>3 協議事項「一条高等学校の将来構想について」</p> <p>テーマについて意見交換及び協議を行った。</p>

教 育 長

これで、非公開を除く本日の案件はすべて終了いたしました。
傍聴人の方は、ご退席願います。

非 公 開 案 件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

文化財課長

議案第3号「奈良市宮跡庭園条例の一部改正について」文化財課長より
概要説明

〈異議なし〉

本件については、原案通り可決した。

文化財課長

議案第4号「奈良市宮跡庭園条例施行規則の一部改正について」文化財
課長より概要説明

〈異議なし〉

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。

ほかに何かご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。

それでは、次回の定例教育委員会の日程でございますが、5月の定例教育委員会は5月17日金曜日午前10時から開催いたしますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の定例教育委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。